

令和8年度第1回鹿児島市国民健康保険運営協議会 会議概要

【日 時】 令和8年8月27日（木） 10：00～11：10

【場 所】 本館2階 講堂

【出席委員】

被 保 険 者 を 代 表 す る 委 員 小平田昌子、宅間さとみ、藤崎国子、樋高悦子

保険医・保険薬剤師を代表する委員 長友医継、山本洋右

公 益 を 代 表 す る 委 員 岡本康裕、山下利恵子、能勢佳子、宮浦和英、山口庸夫

被用者保険を代表する委員 有村耕治、神宮司浩章、蔵前秀昭

（事務局出席） 市民局長、市民文化部長、国民健康保険課長 他8名

【会 次 第】

1 開会

2 委員の御紹介

3 会長及び副会長の選出

4 議事

（1）会議録署名委員の選出

（2）報告・説明

① 本市の国民健康保険事業の現状について

② 鹿児島市国民健康保険財政健全化計画の取組状況等及び評価（総括）

③ 赤字削減・解消計画について

④ 保険料水準の統一について

5 閉会

【議事概要】

3 会長及び副会長の選出

会 長：岡本委員

副会長：山下委員

4 議事

(1) 会議録署名委員の選出

(署名委員) 小平田委員、有村委員

(2) 報告・説明

①本市の国民健康保険事業の現状について

委員： 一点目、県内で決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行っている市町村の数は。

二点目、法定外繰入金の額が令和7年度の17億円から令和8年度の3.4億円に大幅に減る理由は。

三点目、決算補填等目的の法定外繰入金（17億円）と単年度収支（15億6千万円）が同じくらいなので、この法定外繰入金を入れず、単年度収支は黒字を出さなくてもいいのではないかと感じたが、考え方を教えてほしい。

事務局： 一点目、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金については、6年度決算で県内19市のうち8市が実施している。

二点目、繰入金の額が令和6年度から8年度にかけて減少していることについては、税率改定を実施したことが大きな要因である。県は毎年度、標準保険料率を各市町村に示しており、市町村がその標準保険料率と同じ税率を設定した場合、理論上は、県に支払う納付金を税収ですべて賄うことができる。本市の税率は、令和6年度までは標準保険料率よりもかなり低く設定していたため、法定外繰入金を税収の不足分に充てていた。令和7年度からは、2年連続で税率を引き上げたことにより、この不足分が減少し、繰入金の額も減少したものである。

三点目、法定外繰入金の必要性についてだが、本市は税率を長年据え置いてきたことで多額の累積赤字が積み上がっており、この累積赤字についても解消していく必要がある。そのため、法定外繰入を行って、累積赤字を削減しているところである。

②鹿児島市国民健康保険財政健全化計画の取組状況等及び評価（総括）

③赤字削減・解消計画について

委員： 特定健診受診率向上のための取組として「薬局と連携した受診勧奨」とあるが、具体的にどのようなものか。

事務局： 特定健診の受診勧奨に協力いただくパートナー登録薬局が市内に約30あり、薬局で被保険者へチラシを配布し、健診受診の声掛けを行っていた。また、それ以外の薬局に対しても、ポスターやチラシの

揭示をお願いしている。

委員：まだ病院にかかっていない方は健診を受けない傾向にあるため、薬剤師会では健康手帳を活用した取組を推進している。このような取組でも市と連携していければと考えている。

委員：特定健診受診率については、国が定めた60%以上という目標値と実績値に大きな乖離がある。持病があり既に病院にかかっている方はあまり特定健診を受けないように感じるが。

事務局：持病で通院中の方も健診対象とすることが国の方針で定められている。かかりつけの医療機関において、例えば血液検査を行った場合にその検査結果を本市に提出することで、特定健診を受診したとみなすことができる。情報提供をいただいた医療機関には、情報提供料を支払っており、さらに、尿検査などを追加検査した場合には追加検査料も支払っている。通院中の方についても、引き続き受診勧奨の取組を進めていく。

委員：どれ程の人がかかりつけの病院に定期通院していて、その中でみなし受診となっている割合はどのくらいか。例えば60代の方は何かしらの通院をしていると思うので、ここにも力を入れていくべきでは。

事務局：健診受診実績値の約30%のうち、みなし受診で計上されている方の割合は1割程度。本市としてもみなし受診の数字を上げる取組を進めており、先日は医師会の会報を通じて医療機関に制度を周知した。また、被保険者に対しても受診勧奨を行っている。

委員：みなし受診のために追加検査を行った場合、被保険者には追加の窓口負担が発生するのか。

事務局：被保険者には通院受診の3割負担は発生する。追加検査料は医療機関にこちらから支払っている。

委員：保険診療で採血を受け、検査項目の不足分について追加検査を受けた場合、「通常の保険診療分のみ3割負担、追加検査分は負担なし」ではないのか。

事務局：そのとおり。

委員：例えば、眼科のみ定期通院している場合は、血液検査や尿検査を行うことは無いが、そのような被保険者にみなし受診を当てはめる方法はないのか。

事務局：眼科は委託機関に含まれていないため、該当の被保険者をみなし受診で拾い上げることは難しい。

委員：委託機関を眼科や整形外科にまで広げていかなければ、国の目標値を達成することはできないのではないのか。

事務局：ご提案いただいたことも含め、医師会と様々な視点から協議・検討し、受診率向上に取り組んでいきたい。

④保険料水準の統一について

意見なし